

令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

## 令和6年度報酬改定の主な内容 (就労移行支援、就労継続支援B型、 就労定着支援)

新潟市福祉部障がい福祉課  
就労支援係

令和6年度報酬改定の主な内容のうち、就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援に係る大きな変更があった事項について、障がい福祉課就労支援係より説明します。

説明の中にある加算の要件等は、報酬告示や留意事項通知等をわかりやすく省略したものです。

事業所において、必ず報酬告示、留意事項通知、Q & A等を確認し、すべての要件を満たした上で報酬を算定して下さい。

## 1 支援計画会議実施加算の見直し【就労移行支援】

個別支援計画等の作成または変更にあたって、地域の就労支援関係機関と連携して行う会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象となりました。また、名称が地域連携会議実施加算に変更されました。

○サービス管理責任者が参加し、説明・検討を行った場合

→地域連携会議実施加算（Ⅰ）

○サービス管理責任者以外の職業指導員・生活支援員・就労支援員が参加し、説明・検討を行い、その結果をサービス管理責任者に共有した場合

→地域連携会議実施加算（Ⅱ）

※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする

2

1、 支援計画会議実施加算の見直しについてです。

個別支援計画等の作成または変更にあたって、地域の就労支援関係機関と連携して開催する会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象となりました。また、名称が「支援計画会議実施加算」から「地域連携会議実施加算」に変更となりました。

会議にサービス管理責任者が参加し、説明・検討をおこなった場合には加算1を、サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が参加し説明・検討を行い、その結果をサービス管理責任者に共有した場合には、加算2を取得することができます。

なお、詳しい要件についてはハンドブック等でご確認ください。

## 2 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し【就労継続支援B型】

### ○基本報酬の単価の見直し

工賃のさらなる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の基本報酬の単価を引き下げました。

3

2. 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直しについてです。

まずは基本報酬の単価の見直しについてです。

工賃のさらなる向上のため、平均工賃月額が高い区分の基本報酬単価を引あげ、低い区分の基本報酬の単価を引き下げました。

基本報酬についての詳細な単位等については、ハンドブック等でご確認ください。

## 2 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し【就労継続支援B型】

### ○人員配置6：1の報酬体系の創設

[改定前]

従業員配置7.5：1以上（就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)）

従業員配置10：1以上（就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)）

利用者の就労や生産活動等への参加等（就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)(Ⅳ)）

[改定後]

従業員配置6：1以上（就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)）

従業員配置7.5：1以上（就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)）

従業員配置10：1以上（就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)）

利用者の就労や生産活動等への参加等（就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)）

4

次に、人員配置区分6対1の創出についてです。

より手厚い人員配置ができるように、新たに人員配置6対1の報酬体系が創設されました。

## 2 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し【就労継続支援B型】

### ○目標工賃達成指導員配置加算の要件の見直し

[改定前]

- ・ 目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置
- ・ 職業指導員および生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5：1以上
- ・ 上記に目標工賃達成指導員を加えた総数が6：1以上

[改定後]

- ・ 目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置
- ・ 職業指導員および生活支援員の総数が常勤換算方法で**6：1以上**
- ・ 上記に目標工賃達成指導員を加えた総数が**5：1以上**

5

次に、目標工賃達成指導員配置加算の要件の見直しについてです。

人員配置6対1の報酬体系の創設に伴い、目標工賃達成指導員配置加算の要件が一部変更となりました。改定前は職業指導員および生活支援員の総数が、常勤換算方法で7.5対1以上、かつ目標工賃達成指導員を加えた総数が、常勤換算方法で、6対1以上で算定することができましたが、改定後は要件がそれぞれ、6対1以上、かつ、5対1以上となりました。

## 2 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し【就労継続支援B型】

### ○目標工賃達成加算の新設

(例) 令和6年度に算定する場合

- ①令和5年度の工賃向上計画における工賃目標
- ②令和5年度の事業所の平均工賃月額（実績）
- ③令和4年度における事業所の平均工賃月額（実績）
- ④令和3年度における全国平均工賃月額
- ⑤令和2年度における全国平均工賃月額

**要件1**：① $\geq$ ③+ (④-⑤)

**要件2**：② $\geq$ ①

次に、目標工賃達成加算の新設についてです。

各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に算定される、「目標工賃達成加算」が新設されました。令和6年度に算定する場合を例とした要件はご覧のとおりです。本加算を算定するためには、算定する年度の前年度、および、前々年度の平均工賃月額の実績が必要になるため、前年度、および、前々年度の工賃実績がない場合には、算定することができません。また、目標工賃達成指導員配置加算を算定していることも、本加算の要件となりますのでご注意ください。

### 3 平均工賃月額報酬体系の見直し【就労継続支援B型】

[改定前]

- ①ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出  
イ 前年度に支払った工賃総額を算出  
ウ  $イ \div ア$ により1人当たりの平均工賃月額を算出
- ②以下の場合、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月に当該利用者に支払った工賃は工賃総額から除外して算出する。
  - ・月の途中において、利用開始または終了した利用者
  - ・月の途中において、入院または退院した利用者
  - ・月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により連続して1週間以上の長期にわたって利用できなくなった利用者。
- ③以下の場合、工賃支払対象者、工賃総額から除外して算出する
  - ・複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者
  - ・人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者

7

3.平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直しについてです。

基本報酬を算定する際の平均工賃月額の算定方法について、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入されました。

改定前の算定方法は、

ア、 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出

イ、 前年度に支払った工賃総額を算出

ウ、  $イ、割る、ア、$ により1人当たりの平均工賃月額を算出、 となります。

その他、②、③の要件があります。

### 3 平均工賃月額報酬体系の見直し【就労継続支援B型】

[改定後]

- ア 前年度における工賃支払総額を算出
  - イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出  
前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
  - ウ ア÷イ÷12月により1人当たりの平均工賃月額を算出
- ※改定前の②、③の算定方法は廃止となります。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2より

- 開所日数について、原則として、工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を含める。レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては開所日として数えない。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えない。
- 「前年度における開所日1日当たりの平均利用者数」は小数点第1位までを算出する。小数点第2位以降もある場合は小数点第2位を切り上げるものとする。
- 平均工賃月額の小数点については、円未満を四捨五入する。

8

改定後の算定方法は、

- ア 前年度における工賃支払総額を算出
  - イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出
  - ウ ア、割る、イ、割る12ヶ月により1人当たりの平均工賃月額を算出となります。
- ②、③の算定方法は廃止となりました。

また、開所日数については、原則として工賃の支払いが生じる生産活動の実施日を含め、レクリエーションや行事等生産活動を目的としていない日に関しては、開所日として数えません。ただし、地域のバザー等の行事で利用者が作成した生産品等を販売した場合に関しては、開所日として算定して差し支えありません。

小数点の取扱いについては、「前年度における開所日1日当たりの平均利用者数」は、小数点第1位までを算出します。小数点第2位以降もある場合は小数点第2位を切り上げるものとします。

平均工賃月額の小数点については、円未満を四捨五入します。

#### 4 就労定着支率のみを用いた報酬設定【就労定着支援】

[改定前]

	9割5分以上	9割以上 9割5分未満	8割以上 9割未満	7割以上 8割未満	5割以上 7割未満	3割以上 5割未満	3割未満
20人以下	3,449単位 /月	3,285単位 /月	2,710単位 /月	2,176単位 /月	1,642単位 /月	1,395単位 /月	1,046単位 /月
21人以上 40人以下	2,759単位 /月	2,628単位 /月	2,168単位 /月	1,741単位 /月	1,314単位 /月	1,117単位 /月	837単位/ 月
41人以上	2,587単位 /月	2,463単位 /月	2,032単位 /月	1,632単位 /月	1,232単位 /月	1,047単位 /月	785単位/ 月

[改定後]

9割5分以上	9割以上 9割5分未満	8割以上 9割未満	7割以上 8割未満	5割以上 7割未満	3割以上 5割未満	3割未満
3,512単位/ 月	3,348単位/ 月	2,768単位/ 月	2,234単位/ 月	1,690単位/ 月	1,433単位/ 月	1,074単位/ 月

9

4. 就労定着率のみを用いた報酬設定についてです。

就労定着支援の基本報酬について、改定前は利用者数および就労定着率に応じて報酬が設定されていましたが、改定後は就労定着率のみに応じた報酬体系となりました。

## 5 定着支援連携促進加算の見直し【就労定着支援】

地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報共有することを条件に、サービス管理責任者以外のものが出席する場合でも加算の対象となりました。また、名称が地域連携会議実施加算に変更されました。

○サービス管理責任者が関係機関との連絡調整を図った場合

→地域連携会議実施加算（Ⅰ）

○サービス管理責任者以外の就労定着指導員が説明・検討を行い、サービス管理責任者に対して結果を報告した場合

→地域連携会議実施加算（Ⅱ）

※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする

10

5. 定着支援連携促進加算の見直しについてです。

地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報共有することを条件に、サービス管理責任者以外のものが出席する場合でも加算の対象となりました。また、本加算の名称が「定着支援連携促進加算」から、「地域連携会議実施加算」に変更となりました。

関係機関と連携し、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、サービス管理責任者が関係機関との連絡調整を図った場合には加算1を、サービス管理責任者以外の就労定着支援員が参加し、説明・検討を行い、その結果をサービス管理責任者に共有した場合には加算2を取得することができます。  
なお、詳しい要件についてはハンドブック等でご確認ください。